

# 労務賃金改善等推進要綱〈骨子〉

平成 25 年 7 月 18 日決定



一般社団法人 日本建設業連合会

## 基本的な認識

- 技能労働者の著しく低い賃金（全産業平均より 26% も低い水準）
- 新規入職者の減少と高齢化により技能労働者が枯渇
- 被災地などでの技能労働者不足 ⇒ 公共工事設計労務単価の大幅引上げ
- この機会に技能労働者の賃金をはじめ処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す

## 総合的な取組みの推進

### 第 1 適切な労務賃金支払いの要請

- ・ 元請は、一次下請に対し、設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請。
- ・ 一次下請以下は、それぞれの再下請に対し同様の要請。

### 第 2 労務賃金の状況調査の実施

### 第 3 社会保険等加入促進

- ・ 元請は、下請の法定福利費の全額を一次下請に支払う。
- ・ 一次下請は、社会保険に加入し、一次下請以下は、それぞれの再下請に対し社会保険への加入を要請。

### 第 4 適正な受注活動の徹底

### 第 5 民間工事における取組み

- ・ 民間工事の発注者に対して適切な理解と協力を要請。

### 第 6 重層下請構造の改善

- ・ 5 年後を目途に可能な分野で原則二次（設備工事は三次）までの実現を目指す。

### 第 7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

- ・ 優良職長手当制度の導入促進、土曜閉所 50%、作業所の職場環境改善、技能労働者の育成支援などの総合的な取組みを推進。

### 第 8 関係方面への要請

- ・ (元請企業) これらの総合的な取組みを推進。技能労働者の処遇改善に真摯に取り組む下請企業への配慮。
- ・ (下請企業) 技能労働者の雇用形態の改善。
- ・ (官民の建設工事発注者) 適正な発注金額、適正な工期の設定、適正な契約条件。
- ・ (公共工事発注者) 低価格受注防止に資する入札契約システム整備、公共事業の平準化。
- ・ (建設業所管行政庁) 全ての建設業者に対する積極的な指導。